

平成 30 年 9 月 1 日作成
令和 2 年 8 月 26 日変更

社会福祉法人三宝会 行動計画（第 3 回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 9 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目 標 1 : 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 31 年 2 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 31 年 3 月～ 取得促進キャンペーンを行う
- 平成 31 年 4 月～ 取得状況について定期的に職員会議で確認する

目 標 2 : 子の看護休暇と同様に、65 歳以上の親又は配偶者について、年 5 日まで時間単位で取得できる親（配偶者）の看護休暇制度を設ける。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 31 年 4 月～ 制度の導入、職員への周知